附則第十二条の表第百四十七条第二項の項から第百四十七条第十項の項までを削り、同表第百四十八条の項を次のように改める。

第百四十八条	前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金	病床転換助成交付金

附則第十二条の表第百五十条の項を削り、同表第百五十一条の項中「附則第十一条第二項において準用する」を削り、同表第百五十二条第二項の項を削り、同表中

第百六十八条第一項	次の各号のいずれか	附則第十一条第二項において準用する第二十二条	附則第十一条第二項において準用する第百四十二条

を

第百六十八条第一項	次の各号のいずれか	附則第十一条第二項において準用する第二十二条	附則第十一条第二項において準用する第百四十二条

に改め、同表第百六十八条第二項の項中

第百六十八条第一項第二号	第百六十八条第一項	次の各号のいずれか	附則第十一条第二項において準用する第四十二条	附則第十一条第二項において準用する第百四十二条

を

第百	第百五十二条第一項	附則第十一条第二項において準用する第百五十二条第一項
同項	同項	

に改め、同表第百七十条の項中

第百七十条第一号	第一項	場合（病床転換助成事業関係業務に係る認可又は承認を受けなければならない場合に限る。）	第百四十九条	附則第十一条第二項において準用する第百四十九条
第百七十条第二号	第一項	場合（病床転換助成事業関係業務に係る認可又は承認を受けなければならない場合に限る。）	第百四十九条	附則第十一条第二項において準用する第百四十九条

を

第百七十条	第一項	場合（病床転換助成事業関係業務に係る認可又は承認を受けなければならない場合に	第百四十九条	附則第十一条第二項において準用する第百四十九条

に改め、同表第百七十一条の表第二十八条の項中

第二十八条	第百四十七条第一項	基金高齢者医療制度債券	附則第十一条第二項において準用する法第二十九条	基金高齢者医療制度債券

を

第二十八条（見出しを含む。）及び第二十九条（見出しを含む。）	基金高齢者医療制度債券	基金病床転換助成事業債券	第三十条の見出し	基金高齢者医療制度債券申込証	基金病床転換助成事業債券申込証

に改め、同表第三十条第二項の項を次のように改める。

第三十条第二項	基金高齢者医療制度債券（	基金病床転換助成事業債券（
	振替基金高齢者医療制度債券	振替基金病床転換助成事業債券
	当該基金高齢者医療制度債券	当該基金病床転換助成事業債券
	基金高齢者医療制度債券申込証	基金病床転換助成事業債券申込証

附則第十三条の表中

第三十条第三項	基金高齢者医療制度債券申込証	基金病床転換助成事業債券申込証	第三十条第三項第一号から第五号まで、第七号及び第十号、第三十一条の見出し並びに同条第一項	基金高齢者医療制度債券	基金病床転換助成事業債券

を

第三十条第三項	基金高齢者医療制度債券申込証	基金病床転換助成事業債券申込証

に改め、同表第三十一条第一項の項を削り、同表中

第三十一条第二項